

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から次のとおり
公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年十一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 吉野郡吉野町の一部、黒滝村、川上村の一部及び東吉野村の一部
- 三 測量の期間 平成二十六年十一月十一日から平成二十七年二月二十七日まで